

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 本柳 祐介
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和3年9月24日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	ポールトゥウィン・ピットクルーホールディングス株式会社
証券コード	3657
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所(市場第一部)

【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	スウェドバンク・ロブル・フォンダー・アクチエボラグ(Swedbank Robur Fonder AB)
住所又は本店所在地	スウェーデン、ストックホルム、スンドビュベリ 172 63、ランツバーゲン40 (Landsvagen 40, 172 63 Sundbyberg, Stockholm, Sweden)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所 弁護士 本柳 祐介
電話番号	03-6250-6200

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.2
訂正される報告書の報告義務発生日	令和3年7月26日
訂正箇所	下記参照

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は運用会社であり、スウェドバンク・ロブル・ジャパンファンド、スウェドバンク・ロブル・グローバルファンド、スウェドバンク・ロブル・スマボラグファンド・グローバルの保有する株式について、(1)投資/処分及び(2)議決権の行使に対する裁量権を有している。

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は運用会社であり、スウェドバンク・ロブル・ジャパンファンド及びスウェドバンク・ロブル・スマボラグファンド・グローバルの保有する株式について、(1)投資/処分及び(2)議決権の行使に対する裁量権を有している。